犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について（概要）

１．改正の概要

宅地建物取引業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律において「特定事業者」として位置づけられており、宅地・建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介は、同法に定める「特定取引」に該当することから、その顧客等について、以下の確認を行うことが義務付けられている。

（１）本人特定事項（自然人：氏名、住居及び生年月日、法人：名称及び本店又は主たる事務所の所在地。）

（２）取引を行う目的

（３）顧客が自然人である場合：職業、顧客が法人である場合：事業の内容

（４）顧客が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

一方、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第４条第１項等において列挙されている取引については、上記の確認が不要とされている。

　今般、子会社等を顧客等とする取引について、マネー・ローンダリングのリスクが低いものとして「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に追加する等、標記命令を以下のとおり改正する。

２．改正事項

（１）「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」への新たな類型の追加

子会社等を顧客等とする取引を、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に追加し、取引時確認が必要となる特定取引から除外することとする。

（２）平成30年７月豪雨、北海道胆振東部地震及び令和元年台風19号に係る特例の廃止

平成30年７月豪雨、北海道胆振東部地震及び令和元年台風19号に係る次の特例について、廃止することとする。

・寄附金の現金振込みのうち、振込みに係る額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務等の対象取引から除外

・身分証の提示等が困難であると認められる被災者に係る本人特定事項の確認方法について、当分の間、その者からの申告を確認方法として許容

（３）押印の廃止

政府全体の押印廃止の取組に伴い、別記様式第１号及び第４号の押印箇所を削除する。

（４）その他所要の改正

３．スケジュール

公布・施行：12月28日（月）